

社外取締役の独立性判断基準

当社は経営の客観性・透明性を確保するために、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される者を、独立性を有する社外取締役として選任します。

1. 当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。) または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主(当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主)またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - ① 当社グループが製品等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者
 - ② 当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者
 - ③ 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社直近3事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える者
4. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
6. 当社グループから多額の寄付(直近事業年度において年間1千万円を超える場合をいう)を受けている者(法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
7. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
8. 上記2から7のいずれかに過去5年間において該当していた者
9. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
10. 当社における社外役員在任期間が通算で10年を超える者
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※ 「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が、
個人の場合：直近事業3年度において平均して年間1千万円を超えるもの
団体の場合：直近3事業年度において平均して当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の
2%を超えるもの